

# 追いつめられた当局 **な** **な** **な** 弁明弁護もやら 処分処分

**「懲戒」協定「違反」発令は無効だ、  
「波スト」への「停職・減給・戒告」**

国鉄当局は三月二十九日、昨年の「十一・二八・二九スト」への不当処分に対し、弁明弁護もまともに行わないまま、停職・減給・戒告の発令を強行してきた。これは、労使でさだめた「懲戒の基準に関する協約」の無視であり、弁明弁護の制度を否定する許しがたい暴挙である。われわれは、当局に対し、全員の弁明弁護を完全実施するよう嚴重に要求すると共に、現場長に対し、徹底した抗議行動にたち、この暴挙を弾劾しつくさねばならない。

十一名の弁明弁護で  
「全員終了」という暴挙許すな

今回の弁明弁護のやり方は、そもそもあらかじめ年度内発令を想定した、不誠実極まりないものである。

第一は、弁明弁護の期日が九四名の被処分者に対し、三月二十四日、二六、二七日のわずか三日間のそれも午後からというデタラメな設定という中に明らかである。

その当然の結果として、二四日には新小岩支部の三名、二六日は、幕張一名、千葉転三名、津田沼一名の計五名、二七日も新小岩・佐倉・銚子支部各一名の計三名と三日間で十一名しか行えず、他の八三名については、一言の弁明も弁護もできなかったのである。

しかるに当局は「充分な時間をとった。従って、全員弁明弁護はおわったものとみなす」と強弁し、弁明弁護を打ち切ったのである。

協定無視―処分強行徹底弾劾  
第二に、弁明弁護への「協定」を無視した不法な対応である。

協定では、第十条において「本人の異議及び懲戒されるべき事由の認定に関して参考となる資料の提供または説明の範囲内において行うものとする。ただし、処分の量定について重大な影響を及ぼす事情のある場合には、これを述べることに

できる」とあり、第十二条で「所属長は、本人・弁護人から弁明または弁護に必要な資料を求められた場合には、特に支障のない限り、これを提示しなければならぬ」とあるにもかかわらず、当局は、

①弁明弁護は質疑応答の場ではなく、個別の質問にいちいち応えるつもりはない。  
②簡単明瞭にしる、と言いなし、  
③第十二条に基づき、処分事由にある、「大会に参加した」「具体的に実施せしめた」「業務の正常運営を阻害した」等を示す具体的資料の提示を求めたことについて拒否し、④あげくに「ストライキが行われたということがあれば充分」と居直るといふ許せない対応に終始したのである。

まさに、協約や制度を無視・否定してでも年度内発令を強行せんとする態度が見え見えである。

処分される理由など一つもない――直ちに抗議にたて

われわれは、この暴挙を断じて許してはならない。そもそも団交を拒否・否定し、一方的に十万人首切り合理化を強行する違法を当局が行ったことに対し、やむにやまれずストライキに決起したのであり、処分される理由など何一つない。

動労千葉の組織破壊、国鉄労働者の反撃を封じこめるためだけの超反動不当処分粉砕へ、さらに反撃の闘いにたとう。